

令和6年 第1回

三種町選挙管理委員会議案

令和6年3月1日提出

日	時	令和6年3月1日（金）
		午前9時00分
場	所	三種町役場 第1会議室

署名委員

署名委員

第 次

- 1 委員長職務代理者あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 1 号 三種町選挙管理委員会委員長の退職について
 - 報告第 1 号 三種町選挙管理委員会委員の退職及び委員の補欠について
 - 議案第 2 号 選挙管理委員会委員長の選挙について
 - 議案第 3 号 選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について
 - 議案第 4 号 議席を定めることについて
 - 議案第 5 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 6 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 2 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 3 号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 4 号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 報告第 5 号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第 6 号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 議案第 7 号 三種町選挙管理委員会規程の一部改正について
 - 議案第 8 号 令和6年6月の定時登録日を定めることについて
- 4 その他

議案第 1 号

三種町選挙管理委員会委員長の退職について

三種町選挙管理委員会委員長である嶋田仁氏より、令和 6 年 2 月 1 5 日付けで辞職の申出があったため、地方自治法第 1 8 5 条第 1 項の規定により、令和 6 年 2 月 2 9 日をもって委員長を退職することを承認する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長職務代理者 田 村 明

報告第1号

三種町選挙管理委員会委員の退職及び委員の補欠について

三種町選挙管理委員会委員である嶋田仁氏より、令和6年2月15日付けで申出があった辞職願について、地方自治法第185条第2項の規定により、令和6年2月29日をもって辞職することを承認する。

また、地方自治法第182条第3項の規定により、令和6年3月1日付けで木村信悦氏を三種町選挙管理委員会委員に補欠する。

令和6年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長職務代理者 田 村 明

住 所	(省略)
氏 名	木 村 信 悦
補欠した日	令和6年3月1日
任 期	令和6年3月1日から令和8年6月14日まで

議案第 2 号

選挙管理委員会委員長の選挙について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 7 条第 1 項の規定により、三種町選挙管理委員会委員長の選挙を行う。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長職務代理者 田 村 明

選挙の方法	無記名投票 ・ 指名推薦
当選した委員	

議案第 3 号

選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 7 条第 3 項の規定により、三
種町選挙管理委員会委員長の職務を代理する委員を指定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

委員長の指定した委員	
------------	--

議案第 4 号

議席を定めることについて

三種町選挙管理委員会の議席を次のとおり定める。

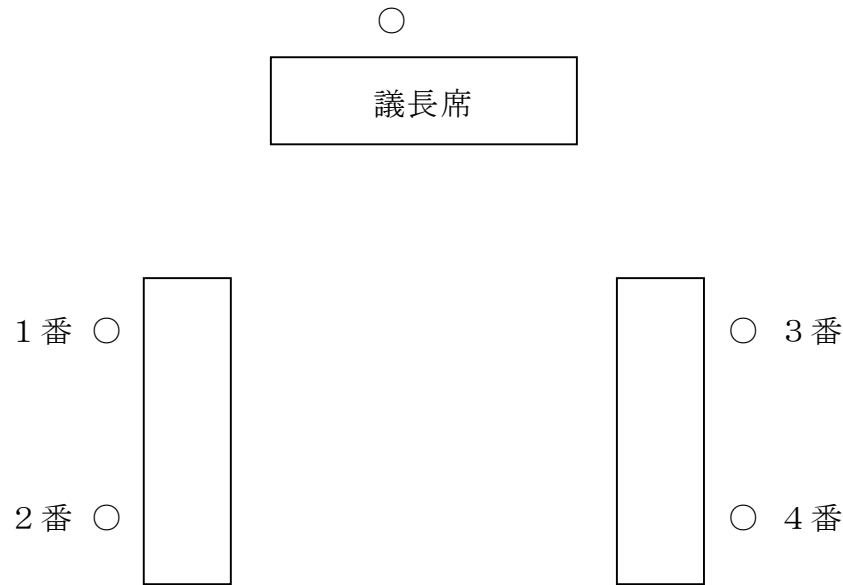
令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

1 番	
2 番	
3 番	
4 番	

(議案第 4 号関連資料)

議 席 の 配 置



議案第 5 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

- 1 新有権者登録 令和 6 年 3 月 1 日までに満 18 歳に達する者
生年月日：平成 17 年 12 月 3 日から平成 18 年 3 月 2 日まで
男 13 人 女 12 人 小計 25 人
- 2 転入登録 令和 5 年 12 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 5 年 9 月 2 日から令和 5 年 12 月 1 日まで
男 16 人 女 15 人 小計 31 人
- 3 登録者総数 男 29 人 女 27 人 合計 56 人

議案第 6 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 28 条の規定により、令和 6 年 3 月 1 日現在において別紙の者
を選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

- 1 死亡抹消者 届出日：令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで
男 40 人 女 53 人 小計 93 人
- 2 転出抹消者 令和 5 年 10 月 31 日以前に三種町から転出した者
転出日：令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで
男 21 人 女 27 人 合計 48 人
- 3 抹消者総数 男 61 人 女 80 人 合計 141 人

報告第 2 号

登録の移替えをした者について

令和 6 年 3 月 1 日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	8 人	女	2 8 人	合計	3 6 人
---	-----	---	-------	----	-------

報告第3号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は265である。

令和6年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第4号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,401である。

令和6年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

参 考

- | | |
|-----------|-----------|
| 第76条第1項 | 議会の解散請求 |
| 第80条第1項 | 議員の解職請求 |
| 第81条第1項 | 長の解職請求 |
| 地教組第8条第1項 | 教育委員の解職請求 |

報告第 5 号

裁判員候補者の予定者の選定について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 2 1 条第 1 項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

1 選定人数 2 3 人

2 裁判員候補者予定者名簿 別冊資料のとおり

報告第 6 号

検察審査員候補者の予定者の選定について

検察審査会法第 10 条第 1 項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

1 選定人数 82 人

2 検察審査員候補者予定者名簿 別冊資料のとおり

議案第 7 号

三種町選挙管理委員会規程の一部改正について

三種町選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

1 改正理由

公職選挙法施行令及び在外選挙執行規則の一部改正に伴い、在外選挙人証の交付方法が現在の郵送から、公印印影データを付した在外選挙人証のデータを電子計算機を通じて送信し、在外公館が印刷して交付する方法に変更されるため、公印の印影の取扱いに関する規定の整備が必要であるため。

2 改正内容

電子計算機による公印の印影出力（電子公印）を可能とする規定を追加するとともに、町の規程に準ずる形で、公印の保管や使用に関する規定及び様式を追加します。

3 施行日等

令和 6 年 3 月 1 日から施行します。

(議案第 7 号別紙)

三種町選挙管理委員会規程の一部を改正する告示（案）

三種町選挙管理委員会規程（平成 18 年三種町選挙管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 20 条」の次に「一第 25 条」を加える。

第 1 条中「この規程」を「この告示」に改める。

第 12 条第 3 号中「公印及び」を削る。

第 20 条に見出しとして「(公印の形状及び寸法)」を付する。

本則に次の 5 条を加える。

(公印の保管)

第 21 条 公印の保管は、書記長（以下「保管者」という。）が行う。

2 公印は、常に確実に保管しなければならない。

3 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。

4 公印の保管者は、公印台帳（様式第 1 号）を備え、公印の新調、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の新調及び改刻等)

第 22 条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、委員長の決裁を受けなければならない。

2 公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

(公印の使用)

第 23 条 公印を使用する者は、決裁済の起案文書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて保管者に提示し、審査を受けた後押印するものとする。

2 保管者は、前項の審査に関する事務をその指定する書記その他の職員に行わせることができる。

(印影の印刷)

第24条 公印の押印を必要とする文書で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合においては、公印の印影又はその縮小したもの（以下「公印の印影等」という。）を印刷することにより、当該公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の印影等を印刷しようとするときは、公印印影印刷承認願（様式第2号）により保管者の承認を受けなければならない。

3 公印の印影等を印刷した用紙は、厳重に保管し、印影印刷文書使用状況管理簿（様式第3号）により常にその受払いを明確にし、不要となったときは、当該用紙を焼却し、又は裁断しなければならない。

（電子計算機による公印）

第25条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行うときは、当該電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を出力することにより公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定に基づき電子公印を使用するときは、電子公印使用承認願（様式第4号）により保管者の承認を受けなければならない。

附則の次に様式として次の4様式を加える。

様式第1号（第21条関係）

様式第2号（第24条関係）

様式第3号（第24条関係）

様式第4号（第25条関係）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年3月1日から施行する。

三種町選挙管理委員会規程の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第1章 総則（第1条） 第2章 組織（第2条―第7条） 第3章 会議（第8条―第11条） 第4章 委員長の職務権限（第12条―第14条） 第5章 補助機関（第15条・第16条） 第6章 文書の取扱（第17条・第18条） 第7章 告示の方法（第19条） 第8章 公印（第20条―<u>第25条</u>） 附則 （趣旨） 第1条 <u>この告示</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、三種町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （担任事項） 第12条 委員長は、おおむね次に掲げる事務を担当する。 （1）・（2） （略） （3） _____書類の保管に関すること。 （4）・（5） （略） <u>（公印の形状及び寸法）</u>	目次 第1章 総則（第1条） 第2章 組織（第2条―第7条） 第3章 会議（第8条―第11条） 第4章 委員長の職務権限（第12条―第14条） 第5章 補助機関（第15条・第16条） 第6章 文書の取扱（第17条・第18条） 第7章 告示の方法（第19条） 第8章 公印（第20条_____） 附則 （趣旨） 第1条 <u>この規程</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、三種町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （担任事項） 第12条 委員長は、おおむね次に掲げる事務を担当する。 （1）・（2） （略） （3） <u>公印及び</u>書類の保管に関すること。 （4）・（5） （略）

第20条 (略)

(公印の保管)

第21条 公印の保管は、書記長（以下「保管者」という。）が行う。

2 公印は、常に確実に保管しなければならない。

3 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。

4 公印の保管者は、公印台帳（様式第1号）を備え、公印の新調、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の新調及び改刻等)

第22条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、委員長の決裁を受けなければならない。

2 公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

(公印の使用)

第23条 公印を使用する者は、決裁済の起案文書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて保管者に提示し、審査を受けた後押印するものとする。

2 保管者は、前項の審査に関する事務をその指定する書記その他の職員に行わせることができる。

(印影の印刷)

第24条 公印の押印を必要とする文書で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合においては、公印の印影又はその縮小したもの（以下「公印の印影等」という。）を印刷することにより、当該公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の印影等を印刷しようとするときは、公印印影印刷承認願（様式第2号）により保管者の承認を受けなければならない。

3 公印の印影等を印刷した用紙は、厳重に保管し、印影印刷文書使用状況

第20条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

管理簿（様式第3号）により常にその受払いを明確にし、不要となったときは、当該用紙を焼却し、又は裁断しなければならない。

（電子計算機による公印）

（新設）

第25条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行うときは、当該電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を出力することにより公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定に基づき電子公印を使用するときは、電子公印使用承認願（様式第4号）により保管者の承認を受けなければならない。

様式第1号（第21条関係）

様式第2号（第24条関係）

様式第3号（第24条関係）

様式第4号（第25条関係）

議案第 8 号

令和 6 年 6 月の定時登録日を定めることについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月の定時登録日を 6 月 3 日と定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長

【今後の日程】

6 月 3 日（月） 令和 6 年第 2 回選挙管理委員会（定時登録）
午前 9 時 場所：三種町役場 第 1 会議室